

国会活動報告

さらなる教育無償化・子育ての負担軽減に全力！

学校給食米 価格高騰対策

文部科学委員会
あべ文部科学大臣に質疑

学校給食における 「学校給食 米」の価格高騰に 対する支援を求める！

坂本代議士は5月9日の文部科学委員会にて、あべ文部科学大臣に対し、質疑を行いました。

最近の米の価格高騰に伴い、学校給食米の価格が高騰し、学校給食に影響がでていることを受け、坂本代議士は、「学校給食米の価格高騰対策に充てることができる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を全国の自治体にしっかりと呼びかけていただきたい」とあべ大臣に求めるとともに、高校生がいる家庭の弁当への支援の検討も要請しました。



あべ大臣からは「非常に厳しい物価高騰が続く現在の状況を踏まえると、学校給食等の保護者負担の軽減を図ることは重要である。文科省としては、学校給食の質の確保と保護者の負担軽減の両立を図るため、教育委員会等に対しても本交付金の積極的な活用を通知したところであり、今後も引き続き、本交付金の活用について周知をしっかりと図っていく」「一部自治体においては、高校生の昼食の支援にも活用されている」との答弁がありました。



答弁する あべ文部科学大臣

大学等修学支援法改正法 成立

扶養する子どもが3人以上の世帯の 大学生等に係る大学等の授業料・入学金を 減額・免除へ

3月31日「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（大学等修学支援法改正法）」が成立し、4月1日施行されました。

この法律は、扶養する子どもが3人以上の世帯の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に通う学生に係る大学等の授業料・入学金を減額・免除するというものです。減額・免除の上限額は、年間の授業料については、国公立大学が54万円、私立大学が70万円であり、入学金については、国公立大学が28万円、私立大学が26万円となっています。

しかしながら、この制度では、扶養する子どもが3人以上であることが支援の条件であり、例えば、子ども3人の場合、1人が扶養から外れると残りの子どもは支援の対象ではなくなってしまうなど、国会審議の中で問題点が指摘されています。坂本代議士が中心となって立憲民主党と国民民主党共同で修正案を提出しましたが、多数の賛成を得ることはできませんでした。

あべ文部科学大臣からは、「まずは制度を着実に実施に移し、その効果を見定めながら、さらなる負担軽減、支援の拡充についても論点を整理したうえで十分な検討を行いつつ、取り組んでいく」との答弁がありました。

坂本代議士が中心となり修正案を提出

立憲民主党はこの法案の内容では問題があるとして、坂本代議士が中心となり、「大学等の授業料等の段階的な無償化、実情に応じた授業料等減免の額の見直し等について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」等の内容を盛り込んだ修正案を取りまとめ、立憲民主党と国民民主党の二会派共同で衆議院文部科学委員会に提出しましたが、多数の賛成を得ることができず、否決されました。

坂本代議士は、引き続き、さらなる大学等高等教育に係る学費の無償化・負担軽減と奨学金返済の負担軽減に取り組んでまいります。
※本制度の詳細は文部科学省のホームページからご確認ください。

食料品 消費税0% で物価高対策！

坂本ゆうのすけ国政報告会にて 江田憲司 衆議院議員 講演

6月7日、坂本ゆうのすけ国政報告会が開催され、「食料品の消費税ゼロ%を実現する会」会長の江田憲司衆議院議員が弁士として駆け付け、食料品の消費税を0%にする考えや現在の日本の財政状況などについて講演しました。

坂本代議士も、同会の幹事長代理を務めており、これからも食料品消費税0%の実現に向け、江田憲司衆議院議員とともに行動してまいります。



議員立法 提出

「児童扶養手当「所得制限の壁」引き上げ法案」
「保険証復活法案」など 6本の議員立法を提出

第217回通常国会にて、坂本代議士は7本の議員立法の立案に関わり、6本（①～⑥）の議員立法を衆議院に提出しました。

- ① 保険証復活法案
(マイナ保険証併用法案)
- ② 高校授業料無償化拡充法案
- ③ 公立高校の施設整備促進応援法案
- ④ 日銀保有ETF活用法案
- ⑤ 児童扶養手当「所得制限の壁」
引き上げ法案
- ⑥ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案
- ⑦ 子どもの朝の居場所を確保する法案
(法案名は通称にて記載)



坂本代議士は、議員立法の成立に向け、引き続き、尽力してまいります。

衆議院本会議にて、坂本代議士が立憲民主党を代表して石破総理に質す！

教員の長時間労働や教員不足は深刻
業務削減や働き方改革を進める修正を求める！

答弁する 石破総理大臣

4月10日の衆議院本会議において、坂本代議士は立憲民主党を代表して、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（教育職員給特法改正法案）」について、石破総理に対し質疑を行いました。

この法案は、教員に優れた人材を確保するため、公立の小・中学校、高等学校等の教員給与について、残業代の代わりに支払われている教職調整額を4%から10%へ段階的に引き上げる等の措置を講ずるものであり、教職調整額については、約50年ぶりの引き上げとなりました。

坂本代議士は、質疑の中で、教員のおかれている現状について、「長時間労働の厳しい労働環境により、教員採用選考試験の受験者は減少しており、採用されたとしても早期に退職する教員が多く、精神疾患による休職者は過去最高を更新。教員不足による業務過多な状況が長時間勤務を助長させている」と指摘。教員の長時間労働の最大の原因は、労働基準法第37条（割増賃金）を適用除外とし、「定額働かせ放題」の状況にしている教育職員給特法であることは明らかだと訴えました。そして、「今回の改正では、学校の働き方改革や労働時間短縮の視点も欠如しており、改正内容は余りにも不十分。業務削減や働き方改革を具体的に進めるための修正を行うべき。労働基準法とのすれを早期に是正し、将来的には給特法を廃止すべき」と石破総理に迫りました。

石破総理は、坂本代議士の質問に対し、「今回の法案は、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込むなど、働き方改革のさらなる加速化のための仕組みを構築するものである」と答弁しました。

その後の衆議院文部科学委員会において、この政府案では改正内容が不十分であるとして、坂本代議士が中心となり、与野党5会派で修正案を取りまとめ、修正議決しました。修正案は5月15日の衆議院本会議、6月11日の参議院本会議で可決され、成立しました。



政府提出の教育職員給特法改正法案については改正内容が不十分として
衆議院文部科学委員会において、**坂本代議士が中心となり**
教員の時間外在校等時間の削減に関する措置等を盛り込んだ修正案を取りまとめ
立憲・自民・維新・国民・公明の5会派共同で提出し、**修正議決**しました！

坂本ゆうのすけ代議士の政治姿勢とプロフィール

政治姿勢



一貫した政策とクリーンな政治

- 命と暮らし最優先
- 格差解消
- 教育無償
- 原発ゼロ
- クリーンでしがらみのない政治

坂本代議士は、初当選以降、
政治資金パーティーは行わず、
企業・団体献金も受けず 活動を続けています
日常の活動はホームページ・SNSをご覧ください！

さかもとゆうのすけ

検索



プロフィール

現在

- ◎ 立憲民主党
 - ・倫理委員会 委員長
 - ・党改革実行本部 副本部長
- ◎ 衆議院
 - ・文部科学委員会 野党筆頭理事
 - ・地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会理事
- ◎ 日本スキー指導者協会 会長
- ◎ 東松山市スポーツ協会 会長
- ◎ 武蔵丘短期大学 客員教授

過去の主な経歴

- ・東松山市長（4期）
- ・東松山市議会議員（2期）
- ・民進党副代表
- ・衆議院 科学技術・イノベーション推進特別委員会 委員長
- ・日本スポーツ少年団 本部長
- ・全日本スキー連盟 副会長
- ・埼玉県体育協会 会長
- ・日本大学 文理学部 卒業
- ・埼玉県立松山高等学校 卒業

趣味・特技

スキー、音楽、釣り、将棋

党員・協力党員(サポーターズ)
募集中！お申込み、
お問合せは下記の
連絡先まで